

世田谷区公報

目次

規 則

- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則 (51) 2
- 世田谷区消費生活センター条例施行規則の一部を改正する規則 (52) ... 2
- 世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則 (53) ... 2
- 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則 (54) 2
- 世田谷区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則 (55) 2
- 世田谷区保育園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (56)..... 2
- 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則 (57) 2
- 世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則 (58) 2

訓 令 甲

- 世田谷区勤務訓令の廃止 (32) 3
- 職員の高齢者部分休業に関する規程 (33) 3

告 示

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (358)..... 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (359)..... 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (360)..... 4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (361) 4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示 (362)..... 4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (363)..... 4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示 (364)..... 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (365)..... 4
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (366)..... 4
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (367)..... 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (368)..... 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (369)..... 4

- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (370)..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (371)..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (372)..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (373)..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (374)..... 5
- 令和5年第1回世田谷区議会臨時会招集の告示 (375)..... 5
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認及び確認の辞退の告示 (376)..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (377)..... 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (378)..... 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (379)..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (380)..... 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (381)..... 6
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (382)..... 6
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (383)..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (384)..... 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (385) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (386)..... 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (387)..... 6
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示 (388)..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (389)..... 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (390)..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (391)..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (392)..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (393)..... 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (394)..... 7
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (395)..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (396)..... 8

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (397)..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (398)..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (399)..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (400)..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (401)..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (402)..... 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (403)..... 8
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (404)..... 8
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (405) ... 9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (406)..... 9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (407)..... 9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (408)..... 9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (409)..... 9

公 告

- 令和5年4月18日世田谷区公告第32号の一部を訂正する公告 (36) 9
- 予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施内容の変更の公告 (37) 9
- 都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (38)10
- 都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (39)10
- 都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (40)10

訓 令 甲 (教)

- 世田谷区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程の一部改正 (14)10
- 世田谷区立図書館資料管理規程の一部改正 (15)10

告 示 (教)

- 世田谷区立梅丘図書館の供用中止の告示 (3)10

告 示 (選)

- 公職選挙法に基づく令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出に係る決定書の告示 (24)11

告 示 (農)

- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (6).....11

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和5年5月31日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区規則第51号

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第52号

世田谷区消費生活センター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第53号

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第54号

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第55号

世田谷区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第56号

世田谷区保育園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区規則第57号

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第58号

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則(平成3年3月世田谷区規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2の4の子ども・若者部の款世田谷区立奥沢西保育園の項中「世田谷区立奥沢西保育園」を「世田谷区立等々力中央保育園」に、「東京都世田谷区奥沢八丁目4番14号」を「東京都世田谷区等々力四丁目19番18号」に改め、同款世田谷区立深沢保育園の項を削る。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

世田谷区消費生活センター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区消費生活センター条例施行規則(昭和49年4月世田谷区規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に、「2月前」を「3月前」に改め、同条第3項中「使用申込み」を「第1項に規定する使用の申込み」に改める。

第6条(見出しを含む。)中「呈示」を「提示」に改める。

第8条中「取消す」を「取り消す」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「つぎ」を「次」に改め、同条第2号中「終わった」を「終わった」に、「ただちに」を「直ちに」

に改め、同条第3号中「および」を「及び」に改め、同条第5号中「および」を「及び」に改める。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則(平成12年3月世田谷区規則第39号)の一部を次のように改正する。

第49条第2項中「第17号様式」を「第17号様式の(1)(2)」に改める。

第17号様式を削り、第16号様式の次に次の2様式を加える。

様式省略

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則(令和2年11月世田谷区規則第120号)の一部を次のように改正する。

本則中「令和5年5月7日」の次に「までに新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)に感染した者(発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる者を含む。)が、その療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以後、労務に就くことを予定していた日のうち最初の日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

世田谷区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区介護保険条例施行規則(平成12年3月世田谷区規則第43号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

様式省略

第16号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

世田谷区立保育園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区立保育園条例の一部を改正する条例(令和4年12月世田谷区条例第60号)の施行期日は、令和5年7月1日とする。

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則(平成27年2月世田谷区規則第5号)の一部を次のように改正する。

第8号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区保健所長委任規則(昭和50年4月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。

別表2の項第1号中「法第12条第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)及び第6項」を「法第12条第1項(同条第10項において準用する場合を含む。)及び第8項」に改め、同項第5号から第8号までを次のように改める。

- (5) 法第15条第3項の規定による検体若しくは感染症の病原体の提出又は検体の採取に応じるべきことの要求
- (6) 法第15条第8項の規定による質問又は調査に応ずべきことの命令
- (7) 法第15条第10項及び第11項の規定による書面による通知及び書面の交付
- (8) 法第15条の2第1項の規定による検査所長からの通知に基づく質問及び調査

別表2の項中第74号を第80号とし、第60号から第73号までを6号ずつ繰り下げ、第59号を第63号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (64) 法第50条の3第3項の規定による検体又は病原体の全部又は一部の受領
- (65) 法第50条の4の規定による届出の受理

別表2の項中第58号を第63号とし、第53号から第57号までを4号ずつ繰り下げ、同項第51号中「第44条の7第3項」を「第44条の11第3項」に改め、同号を同項第55号とし、同項第50号中「第44条の7第1項本文」を「第44条の11第1項」に改め、同号を同項第54号とし、同項中第49号を第51号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (52) 法第44条の3の2第3項の規定による検体又は病原体の全部又は一部の受領
- (53) 法第44条の3の3の規定による届出の受理

別表2の項中第48号を第50号とし、第43号から第47号までを2号ずつ繰り下げ、同項第42号中「協議会」を「感染症診査協議会」に改め、同号を同項第44号とし、同項第41号を次のように改め、同号を同項第43号とする。

- (41) 法第37条の規定による医療費の公費負担の申請の受理及び負担の決定並びに自己負担の認定(法第42条の規定による療養費の支給の申請の受理及び支

給の決定並びに自己負担の認定を含む。)別表2の項第40号中「第50条第3項」を「第50条第5項」に改め、同号を同項第42号とし、同項第39号中「第50条第3項」を「第50条第5項」に改め、同号を同項第41号とし、同項中第38号を第40号とし、第23号から第37号までを2号ずつ繰り下げ、同項第22号中「協議会」を「感染症診査協議会」に改め、同号を同項第24号とし、同項第21号中「協議会」を「感染症診査協議会」に改め、同号を同項第23号とし、同項中第20号を第22号とし、第19号を第21号とし、第18号を第20号とし、同項第17号中「協議会」を「感染症診査協議会」に、「協議会への」を「当該感染症診査協議会への」に改め、同号を同項第19号とし、同項中第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、同項第14号中「第44条の7第9項」を「第44条の11第9項」に改め、同号を同項第16号とし、同項第13号中「第16条の3第5項本文」を「第16条の3第5項」に、「第44条の7第9項」を「第44条の11第9項」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第12号を第14号とし、同項第11号中「第16条の3第1項本文」を「第16条の3第1項」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 法第15条の3第1項の規定による検疫所長からの通知に基づく健康状態の報告の要求及び質問

(10) 法第15条の3第2項の規定による質問及び調査

別表39の項を削り、同表中40の項を39の項とし、41の項から54の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

◎世田谷区訓令甲第32号
 庁 中 一 般
 世田谷区勤務訓令(令和2年4月世田谷区訓令甲第41号)は、廃止する。
 令和5年5月8日
 世田谷区長 保 坂 展 人

◎世田谷区訓令甲第33号
 庁 中 一 般
 総 合 支 所
 児 童 相 談 所
 保 健 所
 出 張 所
 事 業 所
 職員の高齢者部分休業に関する規程を次のように定める。
 令和5年5月8日
 世田谷区長 保 坂 展 人
 (趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第57条に規定する単純な労務に雇用される者(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)の高齢者部

分休業(同法第26条の3に規定する高齢者部分休業に相当する休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる。

2 前項の規定による承認は、高齢者部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

3 高齢者部分休業の承認は、次に掲げるいずれかの範囲内で、30分を単位として行うものとする。

(1) 1週間(日曜日から土曜日までの7日間をいう。以下同じ。)につき1回かつ4時間を超えない範囲

(2) 1日につき1時間を超えない範囲

4 前項の規定にかかわらず、他の休暇、職務専念義務の免除等及び当該高齢者部分休業によりその日の全ての正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該高齢者部分休業は、承認しない。

(高齢者部分休業の承認の申請手続)

第3条 高齢者部分休業の承認の申請は、世田谷区人事庶務システム(電子計算組織(世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。))を利用して職員の勤務の状況等の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。以下「システム」という。)により、高齢者部分休業を開始しようとする日の属する年度の前年度の任命権者が別に定める時期までに行うものとする。ただし、システムにより難しい場合は、任命権者が別に定める様式により当該申請をすることができる。

2 任命権者は、前項の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該職員に係る高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。)を短縮することができる。

2 任命権者は、前項の規定により高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮する場合は、高齢者部分休業承認取消同意書(様式)により高齢者部分休業をしている職員の同意を得なければならない。

(休業時間の延長)
 第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

2 前項の規定による休業時間の延長の申出は、システムにより、休業時間の延長を始めようとする日の1月前までに行うものとする。ただし、システムにより難しい場合は、任命権者が別に定める様式により当該申出をすることができる。

(給与の減額)

第6条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第11号。以下「給与条例」という。)第14条第1項の規定の例により、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

告 示

◎世田谷区告示第358号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年5月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月1日
 世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
 - (1) 28-1
 - (2) 28-1
- 2 変更の区間
 - (1) 世田谷区上馬五丁目6番92の内から6番91まで
 - (2) 世田谷区上馬五丁目7番33の内
- 3 変更の区域

(1) 延長	12.40メートル
幅員	0.16メートルから0.17メートルまで
面積	2.11平方メートル
(2) 延長	9.01メートル
幅員	0.18メートルから0.19メートルまで
面積	1.73平方メートル
- 4 供用開始の期日
 令和5年5月1日

◎世田谷区告示第359号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年5月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月1日
 世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
 28-1
- 2 変更の区間
 世田谷区経堂三丁目307番27の内
- 3 変更の区域

延長 7.92メートル
幅員 0.00メートルから
0.61メートルまで
面積 4.58平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年5月1日

◎世田谷区告示第360号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年5月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年5月1日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
(1) 41-34
(2) 41-34
(3) 41-34
(4) 28-1

2 変更の区間
(1) 世田谷区世田谷三丁目1024番3の内
(2) 世田谷区世田谷三丁目1024番2の内
(3) 世田谷区世田谷三丁目1024番3の内
(4) 世田谷区世田谷三丁目1024番3の内

3 変更の区域
(1) 延長 3.62メートル
幅員 0.00メートルから
0.24メートルまで
面積 0.78平方メートル
(2) 延長 1.39メートル
幅員 0.00メートルから
0.05メートルまで
面積 0.03平方メートル
(3) 延長 2.32メートル
幅員 0.00メートルから
0.08メートルまで
面積 0.09平方メートル
(4) 延長 7.88メートル
幅員 0.00メートルから
0.31メートルまで
面積 1.98平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年5月1日

◎世田谷区告示第361号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。
令和5年5月1日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第362号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第

1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。
令和5年5月1日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第363号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。
令和5年5月1日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第364号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。
令和5年5月1日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第365号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年5月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年5月2日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区代田一丁目356番8の内

3 変更の区域
延長 10.39メートル
幅員 0.18メートル
面積 1.90平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年5月2日

◎世田谷区告示第366号
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。
令和5年5月8日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称 ほっとミルク銀座
2 事業所の所在地 東京都中央区銀座四丁目13番11号松竹倶楽部ビル5階
3 事業者の名称 ゴールドアイ・コンサルティング株式会社
4 廃止届受理年月日 令和5年4月13日
5 サービスの種類 地域密着型通所

介護

◎世田谷区告示第367号
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。
令和5年5月8日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称 デイサービスなごみの森世田谷中町
2 事業所の所在地 東京都世田谷区中町二丁目12番6号
3 事業者の名称 株式会社ダイオウケア
4 廃止届受理年月日 令和5年4月17日
5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第368号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年5月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年5月10日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
40-9

2 変更の区間
世田谷区北烏山一丁目917番35

3 変更の区域
延長 12.64メートル
幅員 1.00メートル
面積 12.64平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年5月10日

◎世田谷区告示第369号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年5月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年5月10日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区駒沢四丁目140番8の内から140番7の内まで

3 変更の区域
延長 7.42メートル
幅員 0.34メートルから
0.36メートルまで
面積 2.64平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年5月10日

◎世田谷区告示第370号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年5月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 11-D022-18
2 変更の区間 世田谷区代沢一丁目18番16の内
3 変更の区域 延長 7.15メートル 幅員 0.06メートルから 0.19メートルまで 面積 0.93平方メートル
4 供用開始の期日 令和5年5月10日

◎世田谷区告示第371号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年5月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区船橋一丁目301番20
3 変更の区域 延長 11.30メートル 幅員 0.48メートルから 0.64メートルまで 面積 7.08平方メートル
4 供用開始の期日 令和5年5月10日

◎世田谷区告示第372号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年5月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区大原二丁目1222番21の内
3 変更の区域 延長 7.30メートル 幅員 0.50メートルから 0.63メートルまで 面積 3.94平方メートル
4 供用開始の期日 令和5年5月10日

◎世田谷区告示第373号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年5月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区祖師谷一丁目80番4の内
3 変更の区域 延長 11.07メートル 幅員 0.32メートルから 0.41メートルまで 面積 4.14平方メートル
4 供用開始の期日 令和5年5月10日

◎世田谷区告示第374号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年5月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 (1) 2-10 (2) 28-1
2 変更の区間 (1) 世田谷区大蔵五丁目2820番1の内 (2) 世田谷区大蔵五丁目2820番1の内
3 変更の区域 (1) 延長 57.52メートル 幅員 1.00メートル 面積 57.07平方メートル (2) 延長 25.68メートル 幅員 0.50メートル 面積 17.24平方メートル
4 供用開始の期日 令和5年5月12日

◎世田谷区告示第375号

令和5年第1回世田谷区議会臨時会を下記により招集する。

令和5年5月12日

世田谷区長 保坂展人

記

- 1 招集する年月日 令和5年5月17日(水)午後1時
2 招集する場所 世田谷区議会議場
3 案件 (1) 議案 世田谷区役所通り電線共同溝工事等委託契約 世田谷区立池之上小学校改築工事請負契約変更 世田谷区立池之上小学校改築電気設備工事請負契約変更 世田谷区立池之上小学校改築空調設備工事請負契約変更

世田谷区立池之上小学校改築給排水衛生設備工事請負契約変更 財産(世田谷区本庁舎東1期棟及び西1期棟用一般什器、備品等)の取得

歩行者の転倒事故に係る損害賠償額の決定

(2) 専決 専決処分の承認(令和5年度世田谷区一般会計補正予算(第1次))

(3) 同意 世田谷区監査委員選任の同意 世田谷区監査委員選任の同意

(4) 報告 議会の委任による専決処分の報告

(仮称世田谷区立玉川地域拠点保育園新築工事)

議会の委任による専決処分の報告

(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

令和5年1月分例月出納検査の結果について

令和5年2月分例月出納検査の結果について

令和4年度財政援助団体等監査の結果について

令和4年度工事監査の結果について

(5) 議長の選挙

◎世田谷区告示第376号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認及び同法第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和5年5月12日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第377号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年5月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月15日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号 28-1

2 変更の区間 世田谷区奥沢三丁目238番11の内

3 変更の区域 延長 21.08平方メートル 幅員 0.18平方メートル 面積 6.14平方メートル

4 供用開始の期日 令和5年5月15日

◎世田谷区告示第378号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成

14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年5月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-D375-02
- 2 変更の区間
世田谷区奥沢三丁目238番11の内
- 3 変更の区域
延長 15.71メートル
幅員 0.87メートルから
0.88メートルまで
面積 13.85平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年5月15日

◎世田谷区告示第379号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年5月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-D298-11
- 2 変更の区間
世田谷区羽根木一丁目1674番124
- 3 変更の区域
延長 3.79メートル
幅員 0.62メートル
面積 2.38平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年5月15日

◎世田谷区告示第380号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和5年5月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
杉並区下高井戸一丁目6番7、7番19
- 3 変更の区域
延長 8.93メートル
幅員 0.40メートルから
0.43メートルまで
面積 3.91平方メートル

◎世田谷区告示第381号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2

項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年5月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-D307-7
- 2 変更の区間
世田谷区代田六丁目979番41の内
- 3 変更の区域
延長 6.53メートル
幅員 0.17メートルから
0.22メートルまで
面積 1.29平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年5月15日

◎世田谷区告示第382号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和5年5月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
デイサービスあかね亭豪徳寺
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区若林三丁目11番15号
- 3 事業者の名称
株式会社エヌワイアドバンス
- 4 廃止届受理年月日
令和5年5月1日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第383号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和5年5月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
デイサービスあかね亭二子玉川
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区瀬田一丁目9番13号
- 3 事業者の名称
株式会社エヌワイアドバンス
- 4 廃止届受理年月日
令和5年5月1日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第384号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年5月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区新町二丁目241番8の内
- 3 変更の区域
延長 11.02メートル
幅員 0.16メートルから
0.24メートルまで
面積 2.25平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年5月16日

◎世田谷区告示第385号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和5年5月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-Z011
- 2 廃止する区間
世田谷区梅丘二丁目1340番1地先無番
- 3 廃止の期日
令和5年5月16日

◎世田谷区告示第386号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年5月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代沢四丁目1325番21
- 3 変更の区域
延長 11.87メートル
幅員 0.18メートルから
0.19メートルまで
面積 2.26平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年5月17日

◎世田谷区告示第387号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年5月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号

23-D048-09
 2 変更の区間
 世田谷区経堂二丁目399番40の内
 3 変更の区域
 延長 6.18メートル
 幅員 0.65メートルから
 0.67メートルまで
 面積 4.12平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和5年5月17日

◎世田谷区告示第388号
 車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。
 この関係図面は、令和5年5月18日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。
 令和5年5月18日
 世田谷区長 保坂展人
 1 路線名
 特別区道
 2 指定区間
 世田谷区砧七丁目12番先から世田谷区砧七丁目10番先まで
 3 指定年月日
 令和5年5月18日

◎世田谷区告示第389号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。
 この関係図面は、令和5年5月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和5年5月19日
 世田谷区長 保坂展人
 1 認定番号
 (1) 26-5
 (2) 26-5
 (3) 26-6
 (4) 26-7
 2 変更の区間
 (1) 世田谷区上北沢三丁目1097番18から1097番17まで
 (2) 世田谷区上北沢三丁目1096番13から1097番12の内まで
 (3) 世田谷区上北沢三丁目1100番15の内から1100番26まで
 (4) 世田谷区上北沢三丁目1102番10から1102番17の内まで
 3 変更の区域
 (1) 延長 5.21メートル
 幅員 1.17メートルから
 1.56メートルまで
 面積 7.55平方メートル
 (2) 延長 15.44メートル
 幅員 0.64メートルから
 2.67メートルまで
 面積 25.74平方メートル
 (3) 延長 23.22メートル
 幅員 0.31メートルから
 1.63メートルまで

面積 24.08平方メートル
 (4) 延長 13.86メートル
 幅員 2.99メートルから
 3.72メートルまで
 面積 52.26平方メートル

◎世田谷区告示第390号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。
 この関係図面は、令和5年5月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和5年5月19日
 世田谷区長 保坂展人
 1 指定番号
 43-D002-09
 2 変更の区間
 世田谷区祖師谷三丁目443番7の内
 3 変更の区域
 延長 4.01メートル
 幅員 0.18メートル
 面積 0.72平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和5年5月19日

◎世田谷区告示第391号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和5年5月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和5年5月22日
 世田谷区長 保坂展人
 1 認定番号
 28-1
 2 変更の区間
 世田谷区代田六丁目1059番16の内
 3 変更の区域
 延長 11.42メートル
 幅員 0.74メートルから
 0.93メートルまで
 面積 8.70平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和5年5月22日

◎世田谷区告示第392号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和5年5月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和5年5月23日
 世田谷区長 保坂展人
 1 認定番号
 28-1
 2 変更の区間
 世田谷区玉堤二丁目2254番8から2254番10まで
 3 変更の区域
 延長 20.39平方メートル

幅員 0.18平方メートル
 面積 3.71平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和5年5月23日

◎世田谷区告示第393号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和5年5月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和5年5月23日
 世田谷区長 保坂展人
 1 認定番号
 28-1
 2 変更の区間
 世田谷区駒沢二丁目70番10の内
 3 変更の区域
 延長 11.34メートル
 幅員 0.33メートルから
 0.39メートルまで
 面積 4.10平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和5年5月23日

◎世田谷区告示第394号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。
 この関係図面は、令和5年5月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和5年5月24日
 世田谷区長 保坂展人
 1 指定番号
 11-D224-06
 2 変更の区間
 世田谷区北沢二丁目1085番27から1085番29まで
 3 変更の区域
 延長 12.92メートル
 幅員 0.11メートルから
 0.27メートルまで
 面積 1.95平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和5年5月24日

◎世田谷区告示第395号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。
 令和5年5月25日
 世田谷区長 保坂展人
 1 事業所の名称
 ケアセンターやわら烏山
 2 事業所の所在地
 東京都世田谷区北烏山七丁目30番25号川瀬コーポラス1階
 3 事業者の名称
 株式会社まいくるケア
 4 指定年月日
 令和5年6月1日

<p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p> <p>◎世田谷区告示第396号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年5月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年5月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区桜一丁目673番24の内 (2) 世田谷区桜一丁目673番24の内から673番22まで</p> <p>3 変更の区域 (1) 延長 8.82メートル 幅員 0.63メートルから0.65メートルまで 面積 5.72平方メートル (2) 延長 14.34メートル 幅員 0.71メートルから0.74メートルまで 面積 12.37平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年5月26日</p>	<p>幅員 0.42メートルから0.63メートルまで 面積 9.47平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年5月26日</p> <p>◎世田谷区告示第399号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年5月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年5月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区松原一丁目106番21の内</p> <p>3 変更の区域 延長 7.26メートル 幅員 0.58メートルから0.59メートルまで 面積 4.29平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年5月26日</p>	<p>0.31メートルまで 面積 2.59平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年5月29日</p> <p>◎世田谷区告示第402号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年5月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年5月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区給田二丁目687番4から683番1まで</p> <p>3 変更の区域 延長 16.39メートル 幅員 1.00メートル 面積 16.43平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年5月29日</p>
<p>◎世田谷区告示第397号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年5月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年5月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区赤堤四丁目975番4の内</p> <p>3 変更の区域 延長 12.68メートル 幅員 0.18メートル 面積 2.31平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年5月26日</p>	<p>◎世田谷区告示第400号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年5月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年5月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区下馬一丁目87番67から87番66まで</p> <p>3 変更の区域 延長 19.57メートル 幅員 0.18メートルから0.22メートルまで 面積 3.99平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年5月26日</p>	<p>◎世田谷区告示第403号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和5年5月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年5月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 11-D132-16</p> <p>2 変更の区間 世田谷区代沢五丁目1151番1の内</p> <p>3 変更の区域 延長 2.90メートル 幅員 0.61メートルから0.64メートルまで 面積 1.82平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年5月31日</p>
<p>◎世田谷区告示第398号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年5月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年5月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区桜上水二丁目218番6の内</p> <p>3 変更の区域 延長 16.21メートル</p>	<p>◎世田谷区告示第401号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年5月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年5月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区八幡山三丁目154番3の内</p> <p>3 変更の区域 延長 8.26メートル 幅員 0.30メートルから</p>	<p>◎世田谷区告示第404号 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。 令和5年5月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 リハビリデイホームやわら</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区北鳥山七丁目30番25号</p> <p>3 事業者の名称 株式会社インターメディケア</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和5年4月24日</p>

5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第405号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和5年5月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 ケアセンターやわら烏山
2 事業所の所在地 東京都世田谷区北烏山七丁目30番25号川瀬コーポラス1階
3 事業者の名称 株式会社インターメディケア
4 廃止届受理年月日 令和5年4月24日
5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第406号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和5年5月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 むべの会
2 事業所の所在地 東京都狛江市和泉本町四丁目7番27-102号
3 事業者の名称 特定非営利活動法人むべの会
4 廃止届受理年月日 令和5年4月24日
5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第407号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和5年5月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 ル・グランハート函南
2 事業所の所在地 静岡県田方郡函南町間宮734番地3
3 事業者の名称 株式会社ル・グラン
4 廃止届受理年月日 令和5年4月24日
5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第408号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示す

る。

令和5年5月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 デイサービスコファン新座石神
2 事業所の所在地 埼玉県新座市石神一丁目6番7号
3 事業者の名称 株式会社学研コファン
4 廃止届受理年月日 令和5年5月2日
5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第409号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和5年5月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 らいおんハートリハビリ温泉デイサービス弥生町
2 事業所の所在地 東京都中野区弥生町三丁目36番9号アゼリア中野101
3 事業者の名称 株式会社カスケード東京
4 廃止届受理年月日 令和5年5月11日
5 サービスの種類 地域密着型通所介護

公 告

◎世田谷区公告第36号

令和5年4月18日世田谷区公告第32号の一部を次のように訂正する。

令和5年5月2日

世田谷区長 保坂展人

公告中「64番16」を「64番16の一部」に訂正する。

◎世田谷区公告第37号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第3項の規定に基づき実施する新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種について、次のとおり変更したので公告する。

令和5年5月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 予防接種の種類 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種
2 予防接種の対象者 世田谷区内に居住する生後6月以上の者
3 予防接種を行う期間 令和5年5月8日から令和6年3月31日まで
4 予防接種を行う場所

世田谷区内の指定施設及び指定医療機関

- 5 予防接種を行う医師の氏名 前項に規定する指定医療機関において掲示するもの
6 使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者 別紙のとおり
7 予防接種を受けることが適当でない者 (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者 (2) 明らかな発熱を呈している者 (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者 (4) 当該予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者 (5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
8 接種の判断を行うに際して注意を要する者 (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者 (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者 (3) 過去にけいれんの既往のある者 (4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者 (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者 (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム(ラテックス)が含まれている製剤を使用する場合におけるラテックス過敏症のある者

別紙

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者は、次のとおりとする。

- 1 初回接種(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)(令和3年2月16日付厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知。以下「大臣指示」という。))3(1)に規定する初回接種をいう。以下同じ。) 次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者(世田谷区内に居住する生後6月以上の者をいう。以下同じ。)のうち同表の右欄に掲げる者(既に令和四年秋開始接種(大臣指示3(2))に規定する令和四年秋開始接種をいう。以下同じ。))又は令

和五年春開始接種（大臣指示3(3)に規定する令和五年春開始接種をいう。以下同じ。）を受けたものを除く。）とする。	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。以下「ファイザー（5歳～11歳用）」という。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者
2 令和四年秋開始接種 次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンの接種を受けることができる者（令和五年春開始接種を受けたものを除く。）は、対象者のうち同表の右欄に掲げる者とする。	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。以下「ファイザー（オミクロン5歳～11歳用）」という。）	5歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。）
3 令和五年春開始接種 次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者のうち同表の右欄に掲げる者とする。	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、	12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者） あつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症

エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）	にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者（以下「基礎疾患を有するもの等」という。）に限る。）
ファイザー（オミクロン5歳～11歳用）	5歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。）
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であつて、トジナメラン及びビルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）	12歳以上の者（基礎疾患を有するもの等に限る。）

◎世田谷区公告第38号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
 令和5年5月23日
 世田谷区長 保坂展人
 1 都市計画事業の種類及び名称
 東京都市計画緑地事業第31号丸子川・岡本静嘉堂緑地
 2 縦覧場所
 世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第39号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
 令和5年5月23日
 世田谷区長 保坂展人
 1 都市計画事業の種類及び名称
 東京都市計画公園事業第8・3・26号喜多見農業公園
 2 縦覧場所
 世田谷区都市整備政策部都市計画課

課
◎世田谷区公告第40号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
 令和5年5月23日
 世田谷区長 保坂展人
 1 都市計画事業の種類及び名称
 東京都市計画緑地事業第101号北烏山七丁目緑地
 2 縦覧場所
 世田谷区都市整備政策部都市計画課

訓令甲(教)
◎世田谷区教育委員会訓令甲第14号
 教育委員会事務局
 教育機関
 世田谷区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程（令和5年3月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。
 令和5年5月31日
 世田谷区教育委員会
 第6条第3項中「世田谷区教育委員会職員服務監察規程」を「世田谷区教育委員会服務監察規程」に改める。

◎世田谷区教育委員会訓令甲第15号
 教育委員会事務局
 中央図書館
 地域図書館
 世田谷区立図書館資料管理規程（昭和57年7月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。
 令和5年5月31日
 世田谷区教育委員会
 第4条第2項ただし書中「世田谷区立経堂図書館」を「世田谷区立烏山図書館、世田谷区立下馬図書館及び世田谷区立経堂図書館」に改める。
 附則
 この訓令による改正後の世田谷区立図書館資料管理規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

告示(教)
◎世田谷区教育委員会告示第3号
 次の世田谷区立図書館は、令和5年5月25日から当分の間、その供用を中止する。
 令和5年5月22日
 世田谷区教育委員会
 1 名称
 世田谷区立梅丘図書館
 2 位置
 東京都世田谷区代田四丁目38番10号

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第215条の規定により、令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出について、別紙のとおり決定書の要旨を告示する。

令和5年5月31日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第34回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和5年5月19日

世田谷区農業委員会会長

穴戸 幸男

- 1 開催日時 令和5年5月24日(水)
午後3時00分
- 2 開催場所 区役所第二庁舎第5委員会室
- 3 審議事項
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について